

核融合科学研究所ビジターセンター 電動自転車の貸し出しについて

ビジターセンターでは、ヘリコンクラブに宿泊の外国人(以下「外国人宿泊者」という。)に利用していただけるように電動自転車を2台用意しています。

外国人宿泊者の利用がない場合は、他の宿泊者等も利用可能です。利用希望者は、次の利用案内を確認のうえ電動自転車利用誓約書に必要事項を記入し、ビジターセンターに提出してください。

利用案内

1. 貸出対象者

外国人ヘリコン宿泊者。ただし、申込時点で外国人宿泊者の予約または貸出がない場合は、他の宿泊者も貸出可能とします。

2. 貸出期間

原則、一回の貸出につき1日とします。特別な理由がある場合は、連続で1週間を限度とします。

3. 予約方法

電動自転車利用誓約書提出順とします。(他の宿泊者等を除く。)

- ・外国人宿泊者：電動自転車利用誓約書をビジターセンターへ提出してください。
- ・他の宿泊者等：利用希望日の3日前から予約を受け付けます。予約後、電動自転車利用申込書をビジターセンターへ提出してください。

※一回の予約につき1日とします。特別な理由がある場合は、連続で1週間を限度とします。

4. 電動自転車利用誓約書の作成

- ・滞在期間中、最初に利用する場合に提出してください。所属長又は世話人等の承認が必要です。

※二回目以降は所属長又は世話人等の承認は必要ありません。

※利用心得及び交通違反罰則を良く読み、利用者責任となることを理解したうえで申し込んでください。

5. 鍵の受け取り

貸出当日、ビジターセンターで職員証など身分を証明できるものを掲示し、鍵を受け取ってください。

6. 鍵の返却

電動自転車は所定の駐輪場に停め、ビジターセンターに鍵を返却してください。